

## 指定障害福祉サービス事業者等の申請・届出等について

令和8年3月

奈良市障がい福祉課 指定係

### 障がい福祉課から事業者様へのお願い

- ① **申請・届出や運営に関する相談等**を目的とした窓口対応については、完全予約制としております。また、質問や問合せ等については、別紙の**質問票（別添1）**によるメールでの受付にご協力をお願いします。（【別紙1】参照）

※質問票の送付先：[jigyouqa@city.nara.lg.jp](mailto:jigyouqa@city.nara.lg.jp)

- ② 奈良市障がい福祉課の事業者様向けページ（**障がい福祉課から事業者の方へ**）のブックマークをお願いいたします。

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/>

変更届出等に必要な様式のほか、障がい福祉課からのお知らせなどについても、ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

下記に主な変更、報酬等様式のダウンロードに使用するページのURLも掲載しますので、ご活用ください。（※上記のURLからでも閲覧できます）

#### 【様式掲載ページ】

☆ **変更届・変更申請書**について（障害福祉サービス・障害児通所支援）

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/102907.html>

☆ 指定障害福祉サービス等の**報酬算定に係る届出**

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/106056.html>

☆ 指定障害児（通所・入所）支援の**報酬算定に係る届出**

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/106104.html>

- ③ 令和6年4月に報酬改定が行われました。（処遇改善加算については令和6年6月）。報酬改定について、奈良市ホームページ、厚生労働省及び子ども家庭庁から各種通知・QA等が公表されておりますので、**必ずご確認ください**。

【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について：奈良市HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/198143.html>

## 1. 指定障害福祉サービス事業者等に係る指定変更申請について

以下の指定内容を変更する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第37条第1項、同法第39条第1項及び児童福祉法第21条の5の20の規定に基づき、**指定変更申請**が必要です。（※総量規制の対象となっているサービスについては、原則受付停止）

- (1) 生活介護、就労継続支援A型及びB型の障害福祉サービスの量（利用定員）を増加させる場合
- (2) 障害者支援施設が施設障害福祉サービスの種類を変更、又は当該指定に係る入所定員を増加させる場合
- (3) 児童発達支援及び放課後等デイサービスの支援の量（利用定員）を増加させる場合

上記の変更を行おうとする場合は、指定変更日の**2か月前の末日まで**に、次の書類を提出してください。

### 【提出書類】

- ・指定変更申請書、変更届出書、付表、勤務形態一覧表、平面図、居室面積等一覧表、運営規程、その他必要書類（変更内容に応じ、追加する場合があります）
- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

※その他の障害福祉サービス事業においても、**利用定員を変更する場合には、必ず事前に相談**いただいた上で提出書類の確認を行ってください。

## 2. 指定障害福祉サービス事業者等に係る変更届出について

指定された内容について変更が生じた場合は、**変更日から10日以内**に届出書及び付表、添付書類（変更内容に係る書類）を提出してください。ただし、次の場合は、関係法令に適合しているか確認する必要がありますので、**必ず事前**にご相談ください。

- ・事業所（施設）等の所在地を変更する場合
- ・事業所（施設）等の構造・設備を変更する場合
- ・従たる事業所や出張所を新設する場合
- ・グループホームの住居を追加、ユニットを新設する場合
- ・利用定員を変更する場合（上記1の場合を除く）

なお、介護保険サービス事業所と障害福祉サービス事業所に共通する変更事項については、各々の事業所指定担当課に対して変更の届出が必要になります。

【変更届・変更申請書について：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/102907.html>

## 3. 指定障害福祉サービス事業者等に係る廃止・休止・再開届出について

指定された事業を廃止、休止する場合は**1か月前まで**に届出書を提出してください。なお、利用者がいない場合を除き、「別紙：利用者一覧表」及び「利用者（全員分）の希望・意向等を聞き取った面談記録等」を添付してください。

再開する場合は**再開の日から10日以内**に届出書及び添付書類（勤務形態一覧表等）を提出してく

ださい。

なお、障害者支援施設を廃止（指定の辞退）する場合は、指定を辞退する日の3か月前までに、指定辞退届出書を提出してください。

【休止・廃止等の届出について：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/102908.html>

#### 4. 指定障害福祉サービス事業者等の指定更新手続きについて

指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援の指定の有効期間は6年間であり、**指定後6年毎に更新**を受けなければその効力を失うこととなります。更新が必要となる事業者は指定期間満了日の前月末までに必要書類を作成し申請してください。

なお、事業を休止中に有効期間の終了を迎える場合においても、指定の更新が必要な場合は更新申請が必要です。ただし、人員基準を満たしていない等の状況が想定されることから、まずは障がい福祉課にご相談ください。

当市では、同一事業所で指定有効期限が異なる複数の指定を受けている指定障害福祉サービス等事業者については、指定有効期限が最も早いサービスにあわせて、指定更新を行うことを認めています。

同一事業所の定義は次のとおりです。

(同一事業所とは)

- |   |
|---|
| ①訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）※移動支援含む。  |
| ②相談支援事業所（一般、特定、障害児）   |
| ③多機能型事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）   |
| ④短期入所を併設し、一体的に管理運営されている事業所（障害者支援施設、共同生活援助、同一建物で行う生活介護等と短期入所）                              |
| ⑤実施主体の要件に関するもので、一体的に管理運営されている事業所<br>(就労選択支援+就労移行支援、就労継続支援)<br>(就労定着支援+生活介護、就労移行支援、就労継続支援) |

・指定の更新を6年未満で行う事業所については、過去の経緯を明らかにする観点から、別紙理由書を提出することとする。

(参考)

運用例①



運用例④



運用例④



【指定障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業者の指定更新：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/100434.html>

## 5. 各種報酬・加算の届出について

各種報酬・加算に係る届出にあたっては、**介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表等**を提出してください。（※障害児通所支援については、**障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書及び障害児（通所・入所）給付費の算定に係る体制等状況一覧表等**）

加算等について、変更や追加等がある場合の届出については、**毎月15日を締切**とし、**翌月から適用可**とします。ただし、「**福祉・介護職員等処遇改善加算**」については、**適用月の前々月の末日まで**に届出が必要です。

なお、適用可となるのは届出書類に不備のない場合であって、不備等があった場合は適用が1か月ずつ遅れていく場合がありますのでご注意ください。算定単位数の減少に伴う届出（減算等）に関しては、事由発生日からの適用を行います。

届出内容	提出期限	提出書類
加算の算定及び変更	算定開始月の前月の15日 ※ 閉庁日の場合、直近前の開庁日	【障害福祉サービス事業所等】 ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表 ・添付書類  【障害児通所支援事業所】
サービス提供実績を算定根拠とする加算の算定（※1）	算定月の15日まで	・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・障害児（通所・入所）給付費の算定に係る体制等状況一覧表 ・添付書類
福祉・介護職員等処遇改善加算の算定及び変更（※2）	算定月の前々月の末日	【障害福祉サービス事業所等】 ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表 ・障害福祉サービス等処遇改善計画書  【障害児通所支援事業所等】 ・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・障害児（通所・入所）給付費の算定に係る体制等状況一覧表 ・障害福祉サービス等処遇改善計画書

※1…人員配置体制加算や就労系サービスにおける基本報酬など、算定開始月の直近●か月の実績を根拠とするもの

※2…障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所を同一法人で運営する法人の場合、「障害福祉サービス等処遇改善計画書」については、一本の計画にまとめていただいても構いません。また、提出部数についても一部に省略可能です。

【指定障害福祉サービス等の報酬算定に係る届出：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/106056.html>

【指定障害児（通所・入所）支援の報酬算定に係る届出：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/106104.html>

## 6. 各種加算の算定（請求）について

各種加算を算定（請求）するには、上記5の届出が問題無く完了していなければなりません。また、算定（請求）する際は、その月が加算要件を満たしていたかどうか必ず確認した上で行って下さい。加算届出を行えば必ず算定（請求）できると誤解されている事例もありますので十分注意して下さい。仮に、加算要件を満たしていないにも関わらず算定（請求）されていた場合は、返還していただくこととなりますのでご留意ください。

加算要件を満たさなくなった場合についても、上記5の届出を行ってください。

## 7. メールアドレスの登録について

厚生労働省、こども家庭庁及び奈良県からの事務連絡や依頼事項等については、メールでのお知らせとなります。そのため、メールを随時ご確認いただくとともに、メールアドレスを変更された場合は、上記2の変更届出の手続きにより、必ず届出して下さい。

## 8. その他留意事項について

- (1) 事業所・施設において、災害や事故（利用者の通院を伴うケガや職員の不祥事等も含む）が発生した場合は、状況の報告とともに書面による**事故報告書**の提出をお願いします。

【指定障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告について：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/126559.html>

- (2) 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に所在し、かつ本市の地域防災計画に位置付けられた事業所は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、**避難確保計画**の作成・提出と、計画に基づく**避難訓練**の実施・報告が必要となります。提出・報告先は障がい福祉課ですが、計画の内容に関するご相談については、奈良市危機管理課までご連絡ください。なお、本件の対象となる事業所に対しては、避難確保計画の策定状況や避難訓練の実施状況について、個別に連絡をさせていただいています。

本市のハザードマップについては、以下のホームページをご覧ください。

【奈良市ハザードマップ：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/bousai-saigai/89308.html#pagetop>

【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/2/167024.html>

- (3) 令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、「①感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化（全サービス）」「②業務継続計画に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化（全サービス）」「③障害者虐待防止の更なる推進（全サービス）」「④身体拘束等の適正化

(自立生活援助、就労定着支援、一般相談支援、計画相談支援、障害児相談支援を除く全サービス)が義務化となり、②については基準を満たしていない場合には「業務継続計画未策定減算」が適用(令和6年度は例外規定有り)され、③についても基準を満たしていない場合には新たに「虐待防止措置未実施減算」が適用されることになりました。また、④についても、施設・居住系サービスにおいては身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額が引き上げられました。新たに減算が適用されたものについては、**既に多数の事業所に関して指針の未整備等を原因**とする要件不備による報酬の返還が発生しているところですが、そのため、各事業所において基準を再確認いただくとともに、要件を満たしていないことが明らかとなった場合には減算不算定に伴う報酬の返還手続きを行ってください。

その他の留意点として、「障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)」について毎年度情報を更新することが求められているところですが、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、当該システム上で未報告となっている事業所に対して「情報公表未報告減算」が新設されました。

【障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きについて：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/145038.html>

【障害福祉サービス等事業所における業務継続計画(BCP)ガイドラインについて：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/128812.html>

【障害者虐待の防止について：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/104466.html>

- (5) 別紙6のとおり、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)実践研修や更新研修を期限までに修了する必要があります。現にサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)として配置されている者のうち、実践研修のみなし修了者である者が基礎研修修了後3年以内に実践研修を修了していなかった場合や更新研修の受講対象者である者が更新研修を修了していなかった場合は、人員基準違反(サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の欠如)となり、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算及び個別支援計画未作成減算の対象となりますので、再点検をお願いします。仮に定められた研修が未受講であることが明らかとなった場合には、減算の不算定に伴う報酬の返還手続きを行ってください。

また、相談支援専門員についても、相談支援従事者現任研修の受講期間でありながら、期限までに当該研修を修了していなかった場合には人員基準違反となりますので、ご注意ください。

- (6) 【**障害児通所支援事業所**】定員超過利用減算の取扱いについて、毎月の請求に当たり、定員を超過して利用者を受けている事業所の管理者様におかれましては、定員超過利用減算の算定の可否を「定員超過シート」(別添2)を用いて確認していただきますようお願いいたします。また、点検を行っていただいたうえで、定員超過利用減算を適用すべき期間がある場合は、速やかに是正するとともに、過大に算定されていた障害児通所給付費の届出及び**返還手続き**を行ってください。

【障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/137467.html>

- (7) 【**障害児通所・入所支援事業所**】障害児通所支援事業所、障害児入所施設等については、事業所

内外における児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画（安全計画）を策定し、運用することが令和6年4月1日から義務化されています。つきましては、以下のホームページをご覧ください。適切にご対応くださいますようお願いいたします。

【障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/199586.html>

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、児童の送迎用として日常的に運行する車両（座席が2列以下の車両を除く、座席が3列以上の車両について一部例外有り）について、当該車両に安全装置（ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置）を備え、これを用いて、降車時に点呼等により児童の所在確認を行わなければなりません。こちらについても、令和6年4月1日から義務化されていますので、ご注意ください。

【障害児通所支援事業所における送迎時の安全管理の徹底について：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/161141.html>

- (8) 令和6年度の報酬改定において、生活介護及び障害児通所支援に関して個別支援計画の記載方法の変更及び請求方法が変更されています。具体的にはあらかじめ対象者（児）の個別支援計画に支援に要する時間を記入し、その時間に基づいた算定区分で請求することになりました。

【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について：奈良市 HP】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/207298.html>

- (9) その他、事業所運営にあたっては、別紙の留意事項を必ずご確認ください。

【別紙2】共同生活援助事業及び施設入所支援事業における敷金等の取扱いについて

【別紙3】多機能型事業所における常勤職員の取扱いについて

【別紙4】児童発達支援及び放課後等デイサービスの送迎にかかる費用について

【別紙5】居宅訪問に係る交通費の利用者からの受領について

【別紙6】サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に必要となる実践研修及び更新研修受講の再確認について

【別紙7】個別支援計画の作成等に係る業務の再確認について

【別紙8】令和6年度報酬改定に係る個別支援計画等の再確認について(注意喚起)

【別紙9】身体拘束廃止未実施減算及び虐待防止措置未実施減算の取扱いについて

【別紙10】指定障害福祉サービス等事業者の指定に係る総量規制の実施について

【別紙1】

事業所運営に係る書類等の取扱いについて（事務連絡）

1、ご相談や問合せについて

本市では、指定等に関する申請・届出や運営に関する相談等を目的とした窓口対応につきましては、完全予約制としておりますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

- ・事業者用窓口は、住民等の各種手続窓口とは別の場所になります。
- ・事業者用の待合スペースはございませんので、完全予約制といたします。予約無しで来課されますと、予約された事業者と重なる、あるいは担当者不在等により対応が不可となりますので、予約を徹底くださいますようお願いいたします。
- ・各種書類の提出のみで窓口対応が不要の場合は、ご予約は不要です。事業者用の提出ポストをご利用ください。
- ・なお、サービス利用者の各種手続の代行や同行につきましては、従来どおり予約は不要ですので、番号札を取っていただいた上で手続窓口にてお待ちください。

2、運営に関する質問等について

各種質問について電話による問合せが集中し、他の業務に支障をきたしております。正確な回答を行うこと、事務の効率化を図ることを目的として、電子メールでの問合せにご協力をお願いいたします。質問票（別添1）を作成の上、指定するメールアドレス（jigyouqa@city.nara.lg.jp）へご送付ください。

3、変更届出その他の届出についての受理FAXについて

市で届出を受理した旨をFAX送信にてお伝えすることは、令和元年8月1日以降、行っていません。なお、受理印押印済の書類を必要とされる場合は、これまでと同様、届出と同時に(又は同封して)所要額の切手を貼付した返信用封筒と控え書類をご提出ください。

【別紙2】

事 務 連 絡  
令和元年10月16日

指定共同生活援助事業者  
指定施設入所支援事業者 御中

奈良市障がい福祉課

共同生活援助事業および施設入所支援事業における敷金等の取扱いについて

日頃は奈良市の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。  
指定共同生活援助および指定施設入所支援における入居時における敷金等の取扱いについては、下記のとおり、ご注意ください。

記

1、利用者から支払いを受けることができる費用等とは

共同生活援助の場合は「食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費」になります。  
施設入所支援の場合は「食事の提供に要する費用及び光熱水費、利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用、被服費、日用品費、その他の日常生活費」になります。  
詳細は別紙を参照してください。

2、敷金等についての考え方

(1) 敷金とは「家賃の担保的な要素が強く、退去時における原状回復すべき費用に充てた後、差額については返還されるべきもの」になります。

↓

「敷金」等としての費用徴収については、「取扱いが不明な状態」かつ「原状回復費についても不明瞭な状態」での徴収に該当するため、入居時における前払い又は前払いに係る分割払いに関わらず望ましくありません。

(2) 指定共同生活援助事業所（または指定施設入所支援事業所）側が利用契約を結ぶ際に敷金を要求するのであれば、資力のある利用者のみしか利用できなくなるケースが発生するおそれがあります。

↓

「敷金を支払うことができないため、共同生活援助（または施設入所支援）の利用を断る」ことについては、基準省令第11条（または施設入所支援に係る基準省令第9条）に該当せず、サービス提供を断る際の正当な理由とは認めがたいものです。

※基準省令＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」

※施設入所支援に係る基準省令＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）」

(3) 「(1)及び(2)」の2点の理由より、指定共同生活援助事業所および指定施設入所支援において入居時に、家賃等の費用と併せて敷金等を徴収することは適切ではなく、居室の原状回復費等についてはその都度で徴収することが適切な取扱いになります。

現：指定係  
TEL:0742-34-4593  
FAX:0742-34-5080  
MAIL:jigyouqa@city.nara.lg.jp

奈良市障がい福祉課  
自立支援給付係  
TEL:0742-34-4593  
FAX:0742-34-5080

【別紙3】

事務連絡  
令和2年1月29日

多機能型事業所 御中

奈良市障がい福祉課

多機能型事業所における常勤職員の取扱いについて

日頃は奈良市の福祉行政にご協力頂き、ありがとうございます。  
多機能型事業所における常勤職員の取扱いについては、下記のとおり、ご留意ください。

記

1、常勤とは

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。

2、多機能型事業所における常勤の取扱い

指定障害福祉サービス等の単位で判断することになります。

→多機能型事業所における勤務時間数が常勤の従業者が勤務すべき時間数であったとしても、個々の指定障害福祉サービスに分けて配置されている場合は、非常勤になります。

例)「常勤職員が勤務すべき時間数＝月160時間」及び「多機能型事業所（生活介護、就労継続支援B型）」において

	サービス種類	職種	勤務時間（月あたり）
①非常勤の配置	生活介護	生活支援員	80時間
	就労継続支援B型	職業指導員	80時間
②常勤の配置	生活介護	生活支援員	160時間
	就労継続支援B型	職業指導員	0時間

3、多機能型事業所へのお願い

「2、」の②に該当する職員配置が指定基準上、必要分の配置がされていない事業所におかれましては、令和2年2月28日（金曜日）までに見直し後の勤務形態一覧表を提出して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

〒630-8580  
 奈良市二条大路南一丁目一番一号  
 福祉部障がい福祉課 自立支援給付係  
 TEL:0742-34-4593 FAX:0742-34-5080  
 メールアドレス：:jigyouqa@city.nara.lg.jp

現：指定係  
 TEL:0742-34-4593  
 FAX:0742-34-5080  
 MAIL:jigyouqa@city.nara.lg.jp

【別紙4】

児童発達支援及び放課後等デイサービスの送迎にかかる費用について

<見解>

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、「送迎加算以外に、送迎にかかる費用を通所給付決定保護者に負担させること」は、通常の事業実施地域の内外にかかわらず認められません。

<根拠>

日常生活において通常必要となる費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取り扱いについて」（平成24年3月30日 障発0330第31号）によるものとされているが、当該通知において送迎にかかる費用は示されていないため。

<送迎費用に関する取扱い>

- 1 送迎加算以外の送迎費用を徴収しないようにしてください。  
なお、送迎加算を徴収しなくても、送迎費用を徴収することはできません。
- 2 運営規定や重要事項説明書に送迎費用の設定が記載されている場合は、削除してください。なお、本件の修正に係る変更のみの場合、奈良市への変更届の提出は不要です。

現：指定係

TEL:0742-34-4593

FAX:0742-34-5080

MAIL:jigyouqa@city.nara.lg.jp

【問合せ】

福祉部障がい福祉課 自立支援給付係

TEL:0742-34-4593 FAX:0742-34-5080

[jigyouqa@city.nara.lg.jp](mailto:jigyouqa@city.nara.lg.jp)

【別紙5】

奈福障第 1317 号  
令和2年8月20日

市指定障害福祉サービス等事業所  
管理者様

奈良市障がい福祉課長

居宅訪問に係る交通費の利用者からの受領について(注意喚起)

平素は、本市の障害福祉行政にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、訪問系サービスの実施に当たり居宅等への訪問を実施されているところですが、訪問先が当該サービス提供事業所の通常の事業の実施地域内であるにも関わらず訪問先の利用者から交通費を受領しているケースが散見されます。

サービス提供事業所が利用者から交通費を受領するケースとしては、**通常の事業の実施地域以外の居宅においてサービスを提供する場合に限られており**、通常の事業の実施地域以内の居宅の場合での受領は認められません。

つきましては、以下に示す内容をご確認のうえ、再度徹底くださいますよう、お願いいたします。

● 対象サービス

- (ア) 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護
- (イ) 重度障害者等包括支援
- (ウ) 就労定着支援
- (エ) 自立生活援助
- (オ) 地域移行支援
- (カ) 地域定着支援
- (キ) 計画相談支援

● 該当条文

- (ア) ~ (エ)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」第21条第3項

- (オ)、(カ)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第17条第2項

- (キ)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第12条第2項

※「通常の事業の実施地域」とは、運営規程に定められている通常その事業所がサービスを提供する地域のこと

(参考)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

【本件に係る連絡先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課 指定係

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL：0742-34-4593

MAIL：jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp

現：指定係

TEL:0742-34-4593

FAX:0742-34-5080

MAIL:jigyouqa@city.nara.lg.jp

【別紙6】

奈福障第354号  
令和5年6月6日

指定障害福祉サービス等事業所  
管理者様

奈良市障がい福祉課長

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に必要な  
実践研修及び更新研修受講の再確認について(注意喚起)

平素は、本市の障害福祉行政にご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に必要な研修の制度見直しにより、経過措置が設けられているところです。令和5年2月28日付奈福障第2820号でお知らせしたとおり、各事業所におかれましては、今年度の奈良県による研修情報をご確認いただくとともに、下記事項を必ずご確認ください、再点検等ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、現にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として勤務する者が必要な研修を受講していなかったことが発覚した場合は、速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 実践研修の取扱いについて

- (1) 平成31年3月31日において、現にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に該当する者

↓

実践研修修了者としてみなされます。ただし、令和5年度までに更新研修を修了し、修了日の属する年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を改めて修了することが必要です。

- (2) 実務経験を満たした上で、令和3年度までに基礎研修修了者となった者

↓

基礎研修修了後3年間は、実践研修修了者とみなされます。よって、基礎研修修了日から3年以内に実践研修を修了していない場合は、「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の欠如」の対象となります。なお、本件の場合は「やむを得ない欠如」の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- (3) 令和4年度以降に基礎研修修了者となった者

↓

実践研修を修了していなければ、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置することはできません。

## 2. 更新研修の受講期限について

上記「1. 実践研修の取扱いについて(1)」に記載のとおり、平成31年3月31日において、現にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に該当する者をサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置している場合、令和5年度までに更新研修を修了しなければ、令和6年度以降は配置することはできません。令和6年度に配置要件を満たした者を配置できない場合は、「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の欠如」の対象となります。(※減算等の内容については、「3. 実践研修を期限までに未受講の場合について」を参照。)令和5年度に実施される更新研修の受講漏れがないよう、ご注意ください。

## 3. 実践研修を期限までに未受講の場合について

上記「1. 実践研修の取扱いについて(2)」に記載のとおり、令和3年度までに基礎研修修了者となり、現時点でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として勤務している者が、基礎研修修了後3年以内に実践研修を修了していない場合は、「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の欠如」の対象となります。

この場合、基礎研修修了日から3年を経過した日から欠如が始まり、その翌々月から欠如が解消されるに至った月までの間は「サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算」が適用されるほか、状況によっては「個別支援計画未作成減算」も適用されることとなります。

また、児童発達支援管理責任者が欠如となった場合は、上記減算が適用されるほか、「児童指導員等加配加算」及び「専門的支援加算」を算定されている場合は、欠如期間中は当該加算が算定不可となりますので、ご注意ください。

### 【本件に係る連絡先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課 指定係

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

(全般) [jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp](mailto:jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp)

(質問) [jigyouqa@city.nara.lg.jp](mailto:jigyouqa@city.nara.lg.jp)

【別紙7】

奈福障第2252号

令和6年3月7日

指定障害福祉サービス等事業所  
管理者 様

奈良市福祉部障がい福祉課長  
( 公 印 省 略 )

個別支援計画の作成等に係る業務の再確認について(注意喚起)

平素は、本市の障害福祉行政にご協力をいただき、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、個別支援計画の作成及び見直し(以下、作成等)に係る業務については、基準省令において手続きの内容が具体的に規定されておりますが、本市法務ガバナンス課による実地指導等の結果、当該計画の作成等に係る業務が適切に行われていない事例が散見されました。つきましては、各事業所におかれましては、下記事項を必ずご確認いただき、再点検等ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 基準省令の内容について

(1) 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第58条(各サービス準用)

(2) 障害者支援施設

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)第23条

(3) 障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)第27条(各サービス準用)

(4) 障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)第21条

2. 実地指導等において散見された事例について

- ・アセスメント及び原案作成に係る会議の記録が存在せず、適切に作成された計画であると客観的に説明できなかった。
- ・個別支援計画の原案について、担当者に意見を求めていなかった。
- ・個別支援計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明していなかった。
- ・個別支援計画の原案の内容について、文書により利用者の同意を得ていなかった。
- ・モニタリングを定期的に行っておらず、個別支援計画の見直しについても定期的に行っていない

かった。

### 3. 計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の措置について

そもそも個別支援計画を作成していない、見直しを行わないことは、重大な運営基準違反であるとともに、サービス報酬の請求の根拠が失われることとなります。また、計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合についても、国報酬告示に基づき、個別支援計画未作成減算の対象となります。各事業所におかれましては、個別支援計画の作成等に係る事務について再点検を行うとともに、不適切な運営が発覚した場合は、当課に報告のうえ、報酬の返還についてご相談くださいますよう、お願いいたします。

#### 【本件に係る連絡先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課

指定係（指定、加算関係）

自立支援給付係（請求関係）

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

（全般）[jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp](mailto:jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp)

（質問）[jigyouqa@city.nara.lg.jp](mailto:jigyouqa@city.nara.lg.jp)

【別紙8】

奈福障第846号

令和6年7月17日

指定障害児通所支援事業所

管理者 各位

奈良市福祉部障がい福祉課長

( 公 印 省 略 )

令和6年度報酬改定に係る個別支援計画等の再確認について(注意喚起)

平素は、本市の障害福祉行政にご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、令和6年4月以降の児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬において新たに時間区分が創設されたことに伴い、個別支援計画の作成に係る経過措置が設けられているところです。

先般、令和6年3月15日付事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課通知にてお知らせしたとおり、個別支援計画作成に係る経過措置として、**令和6年4月30日までに事業所を利用開始している障害児に限り、令和6年10月31日までの間は「個別支援計画別表」を活用し、個々の障害児の計画時間及び延長支援に要する時間等を定め、現行の個別支援計画とあわせることにより対応することが可能です。**

なお、個別支援計画が未作成である場合や、当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、**個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合**（児童発達支援管理責任者が未配置であって、個別支援計画の作成や見直しができない場合を除く）には、**「30分以上1時間30分以下」の時間区分での算定が必要**となりますので、当該区分以外の報酬算定により過大請求となっていることが発覚した場合は、速やかに過誤調整等の必要な措置を講じてくださいますようお願いいたします。

記

1. 令和6年度報酬改定に係る個別支援計画の取扱いについて

(1) 基本的な考え方

主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援においても、個別支援計画に支援の提供時間を定めること。

(2) **令和6年5月1日以降に事業所の利用を開始した障害児**

・時間区分の導入に伴う、個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等  
・延長支援加算の見直しに伴う、個々の障害児の日々の延長支援時間等  
・個々の障害児の5領域との関連性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組等の全てを盛り込んだ個別支援計画の作成が必要。

(3) **令和6年4月30日までに事業所の利用を開始し、なおかつ計画見直し前の障害児（経過措置）**

令和6年10月31日までの間は、「個別支援計画別表」を活用し、

・個々の障害児の計画時間  
・個々の障害児の延長支援時間等

を定めただうえで、現行の個別支援計画とあわせることにより対応することが可能。

#### (4) 経過措置対象児童に関する留意点

- ◆**令和6年10月31日までに**(1)の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画に**見直しを行うこと**。
- ◆支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は個別支援計画の**見直しのタイミング**で行うこと。
- ◆経過措置により対応を行う場合であっても、**支援内容について総合的な支援を基本とすること及びインクルージョンの観点も踏まえることに留意**すること。
- ◆計画時間については、あらかじめ保護者に説明の上、同意を得ること。また、延長支援については、あらかじめ保護者に説明の上、必要性について確認するとともに、**延長支援時間について同意**を得ること。

## 2. 基本報酬の取扱いについて

### (1) 基本的な考え方

- ◆**個別支援計画に位置付けられた標準的なサービス提供時間**に応じた報酬を算定すること。
- ◆個別支援計画に位置付けられたサービス提供時間が、**現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに個別支援計画の見直し**を行うこと。
- ◆実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておくこと。

### (2) 個別支援計画に定めた提供時間よりも、**実際に支援に要した時間が短くなった**場合の取扱い

- ◆事業所の都合により支援が短縮されたときは、**現にサービスの提供に要した時間**
- ◆利用者の都合による場合により支援が短縮されたときは、**個別支援計画において定めた時間**
- ◆事業所に起因しない事情(渋滞等)により支援が短縮されたときは、**個別支援計画において定めた時間**

により算定するものとする。

### (3) 個別支援計画に定めた提供時間よりも、**実際に支援に要した時間が長くなった**場合の取扱い

- ◆**利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、いずれにおいても、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定**とする。
- ◆**利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定**するような状況が想定される場合(例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等)には、**想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能とする**。

## 3. 関連通知等

令和6年度報酬改定に係る個別支援計画の見直し等に関しては以下の本市ホームページから関連通知等を再度ご確認ください。

(奈良市ホームページ：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について)

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/198143.html>

#### 【本件に係る連絡先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課 指定係  
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
(全般) jigyoushohitei-shougai@city.nara.lg.jp  
(質問) jigyouqa@city.nara.lg.jp

【別紙9】

事務連絡

令和6年10月11日

指定障害福祉サービス等事業所  
管理者 各位

奈良市福祉部障がい福祉課長  
(公印省略)

身体拘束廃止未実施減算及び虐待防止措置未実施減算の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政にご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおり取り扱いを整理しましたので、事業所における体制等の整備状況を見直すとともに、改めて自己点検をいただきますようお願いいたします。

記

1. 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の取扱い

令和6年度から身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額が5単位から所定単位数の10%に引き上げられ、訪問・通所系サービスについて、減算額が5単位から所定単位数の1%に見直されました。

(1) 身体拘束等に関し以下①～④について改めて自己点検を行っていただきますようお願いいたします。

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録すること。なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

(2) 実地指導、自己点検を問わず **(1) ①～④を1つでも満たしていない事実が発覚した時点（以下、「事実が生じた月」といいます。）** で以下の(3)～(5)に沿って対応していただきますようお願いいたします。

(3) **身体拘束廃止未実施減算**の適用

- ① 速やかに「改善計画」を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を提出することとします。
- ② (2)の**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者又は入所者全員について減算**となります。

※施設・居住系サービス（障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、

療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練)

▶基準を満たしていない場合に、**所定単位数の10%が減算**されます。

※訪問・通所系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

▶基準を満たしていない場合に、**所定単位数の1%が減算**されます。

※なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、所定単位数から減算となります。

(4) (2) の事実が生じた月から3月後に、事業者からの「改善計画」に基づく報告を提出いただき、改善状況を確認します。

(5) (4)において改善が認められた場合は、改善が認められた日の属する月を「改善が認められた月」として、同月まで身体拘束廃止未実施減算が適用されます。ただし、事業者からの「改善計画」に基づく報告がない、又は、改善状況が不十分である場合には、改善が認められないものとし、引き続き改善が認められるまで（改善が認められた月まで）身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

## 2. 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の取扱い

令和6年度から施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%が減算）が創設されました。

(1) 虐待防止措置に関し以下①～③について改めて自己点検を行っていただきますようお願いいたします。

- ①虐待防止委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 実地指導、自己点検を問わず **(1) ①～③を1つでも満たしていない事実が発覚した時点（以下、「事実が生じた月」といいます。）**で以下の(3)～(5)に沿って対応していただきますようお願いいたします。

(3) **虐待防止措置未実施減算**の適用

① 速やかに「改善計画」を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を提出することとします。

② (2) の**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者又は入所者全員について所定単位数の1%が減算**となります。

※複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき所定単位数の1%から減算となります。

(4) (2) の事実が生じた月から3月後に、事業者からの「改善計画」に基づく報告を提出いただき、改善状況を確認します。

(5) (4)において改善が認められた場合は、改善が認められた日の属する月を「改善が認められた月」として、同月まで虐待防止措置未実施減算が適用されます。ただし、事業者からの「改善計画」に基づく報告がない、又は、

改善状況が不十分である場合には、改善が認められないものとし、引き続き改善が認められるまで（改善が認められた月まで）虐待防止措置未実施減算が適用されます。

### 3. 関連通知等

令和6年度報酬改定に係る減算要件等に関しては以下の本市ホームページから関連通知等を再度ご確認ください。

(奈良市ホームページ：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について)

<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/198143.html>

#### 【本件に係る連絡先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課 指定係

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

(全般) jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp

(質問) jigyouqa@city.nara.lg.jp

【別紙10】

奈福障第2204号

令和6年10月23日

関係者 各位

奈良市長 仲川 元庸

指定障害福祉サービス等事業者の指定に係る総量規制の実施について

平素より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)に定める障害福祉サービス及び児童福祉法に定める障害児通所支援について、下記のとおり総量規制を実施しますので、お知らせします。

記

1. 総量規制について

障害者総合支援法第36条、児童福祉法第21条の5の15により、特定のサービスについては、供給量の調整等を行いつつ計画的に整備していく必要があり、種類ごとのサービス見込量が「第7期奈良市障害福祉計画」「第3期奈良市障害児福祉計画」(以下、「障害福祉計画」という。)のサービス見込量に達している、またはサービス見込量を超過することが認められる場合は、利用定員増を伴う指定をしないことができると規定されています。

2. 総量規制の目的

障害福祉計画においてサービス見込量を設定し、計画的に障害福祉サービス等事業者の指定を進めていますが、特定のサービスについて必要な供給量が確保できていることから、適正な量を維持し、質の高いサービスを利用者に提供するため、総量規制を実施します。

3. 総量規制の実施期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日

ただし、利用実績等を踏まえ規制内容を変更する場合があります。

4. 総量規制を実施するサービス

生活介護

就労継続支援B型

ただし、共生型サービス、医療的ケアを要する障害児者、重症心身障害児者や行動障害がある障害児者を支援の対象とするサービスを提供する場合等は、総量規制の対象としません。

5. 実施理由

令和6年4月1日時点の当該サービスに係る利用定員数が、障害福祉計画に定めるサービス見込量を超えているため。

6. 根拠法令

(1) 障害者総合支援法

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第36条 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第1項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

(略)

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第1項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第89条第2項第2号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更)

第37条 指定障害福祉サービス事業者は、第29条第1項の指定に係る特定障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(2) 障害者総合支援法施行規則

(法第36条第2項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス)

第34条の20 法第36条第2項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第34条の22において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。

(3) 児童福祉法

第21条の5の15 第21条の5の3第1項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

② 放課後等デイサービスその他の内閣府令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第21条の5の20第1項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第21条の5の3第1項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

(略)

⑤ 都道府県知事は、特定障害児通所支援につき第1項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域（第33条の22第2項第2号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定通所支援の量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第21条の5の3第1項の指定をしないことができる。

第21条の5の20 指定障害児通所支援事業者は、第21条の5の3第1項の指定に係る特定障害児通所支援の量を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

② 第21条の5の15第3項から第5項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### (4) 児童福祉法施行規則

第18条の30の2 法第21条の5の15第2項に規定する内閣府令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。